

公 告

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和5年9月15日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、令和6年1月26日から同年2月26日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び山陽小野田市経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

令和6年1月26日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 リブホール小野田店・ウォンツ北竜王店

所在地 山陽小野田市北竜王町5676の1

2 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。